

倉札・札家考

原 秀 三 郎

はじめに

昭和五八年三月、藤原宮西北隅(第三六次)の調査において、平安時代初頭に掘削されたと推定される井戸の中から、二本の長大な木簡が出土した。⁽¹⁾ その一つは、弘仁元年(八一〇)の年紀を有する長さ九八・二cm、幅五・七cm、厚さ〇・五cmの短冊形の木簡で、表裏に七〇〇字以上の文字を有するというこの種のものとしては比類のない記事の豊富さが大きな関心をよんだ。

もう一本は、長さ八四・〇cm、現存幅五・一cm、厚さ〇・六cmで、表面だけに一〇〇余字が書かれ、年紀は六年とだけあることから弘仁六年の木簡と推定されている。

これらの木簡は、いずれも荘名は不詳であるが、荘園の経営にかかわる内容が記されており、特に弘仁元年簡には、その年の十月の稲の収納にはじまり、翌弘仁二年二月までの支出の詳細が書き継がれていることから、大和国の某荘の出納簿と考えられている。

これに対し、弘仁六年簡は、その年の十二月の京への上米に関する記載のほかに、墨付からみてさらに何年かにわたる記載があったものとみられ、弘仁元年簡が単年度で終るのとはやや異なる性格を有していた。

これら二本の木簡の記事に関する検討は、すでに狩野久・加藤優両氏の簡要を得た報文があり、また先頃、村井康彦氏も検討を試みている。⁽²⁾ 私自身についていえば、かつていわゆる初期荘園の研究に手を染めたことから、木簡出土直後、奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部の招きによって本木簡の検討会に参加する幸運に浴したが、その時以来、本木簡に魅せられてきた一人である。

この木簡の魅力は、何といても、弘仁元年簡の出納記事にあるが、しかし、同時に、こうした豊富な記事を載す木簡それ自体に対する興味もまた尽きるところがない。すでにこれに先だつ昭和五四年、滋賀県鴨遺跡から、貞観十五年(八七三)の年紀とおよそ二一五文字の記載を有する、長さ一六六・五cm、現存幅六・四cm、厚さ一・三cmの「日本一長大な木簡」⁽³⁾が出土し、大形木簡への関心を刺

載していたのではあったが、藤原宮西北隅出土の二木簡は、その記事の豊富さと、形状の長大さにおいて、木簡の形態と機能に関する問題意識を決定的にしたといつてよい。

一 倉札と札家

すでに明らかにされているように、日本木簡の大きな特徴として、一簡で完結し、かつ形態上の規格性が稀薄で、多様性に富むという点⁽¹⁴⁾があげられている。このことは、中国で発達した木簡の使用が、わが国にもたらされた頃には、すでに中国では紙木併用という解体期にあり、そのことが、紙の使用を前提に、木簡が導入されたというところと深くかわっていたとみられる。しかし、現在までのところ、七世紀初頭以前に遡る木簡は発見されていないから、両者の関係について軽々に論断することはできないが、七世紀中葉以降についていえば、日本木簡の多様な用途に応じた形態的多様性は否定しがたい。

こうした、日本木簡の特質に関連して、すでに短冊や呪符などについては専論があり、木簡学的説明が加えられているが、弘仁元年簡のような大形の長大な木簡については、特にこれらを対象に木簡学的検討を加えた論考はまだないように思う。

私が、弘仁元年簡に接して、素朴に抱いた疑問というのは、こう

した長大で、内容上も特異な木簡は、当時何と呼ばれていたのだろうか、ということであった。とくに調べるということもなく、打過していたのであったが、その後ほどなくして、正税帳を取扱った修士論文の審査中、はからずも『延暦交替式』天平勝宝七年七月五日「太政官宣」に付せられた「今案」の一節、

又有長官率史生分頭収納、共署倉札、後至下尽、所納有欠、史生以下可預其事、

に接し、ここにいる「倉札」が、公と私、正倉と莊倉というちがいはあれ、弘仁元年簡に該当するのではないか、と思い当たったのである。倉札の札については、すでに東野治之氏がフムダ(札)を意味する文字であることに着目し、「セン」と読んで木簡を意味すること⁽¹⁵⁾のに対し、角林文雄氏が、これを批判し、札の異体字であることを明らかにしたことは承知していたが、その時は自分なりに納得してそれ以上詮索することもなく放置していた。ところが先頃、黒田慶一氏の論文を一見し、兵庫高砂市の塩田遺跡より「札家」と書かれた土器墨書が出土していることを知るにおよんで、弘仁元年簡に抱いた素朴な疑問が倉札・札家の二語を得てようやく説明の手がかりを得たと確信するにいたり、がぜん調べる意欲がわき、改めて東野・角林両氏の論文をはじめ、関連諸論文を披見することとなったのである。

二 倉札と奉請文

東野治之氏によれば、倉札とは『延暦交替式』和銅元年閏八月十日「太政官符」に、

国郡司等各税文及倉案、注其人時定倉、

とみえる倉案と同一のものであらうとし、また、大同二年八月廿五日「東大寺南第二倉公文下行帳」（『大日本古文書』二十五、付五五頁）にみえる「板札」や「板策」も「倉札」と呼んで差支えあるまいとしている。⁽⁸⁾その上で、「明確に倉札の実物といえるものは存しない」が、正倉院蔵の木簡中には類似の性格をもつものが二、三現存するとして、出納に係した木簡四点をとりあげて論じた。

それらは正倉院伝存の木簡中の四点で、次の通りである。

- (1) 天平勝宝五年三月二八日「仁王会注文」（『大日本古文書』十二、四二九頁）

- (2) 天平勝宝九歳正月二七日「河内豊継銅釜検納文」（『大日本古文書』十三、二二二頁）

- (3) 年不詳五月二三日「河内豊継坐火炉蓋検納文」（『正倉院棚別目録』四二三、『正倉院宝物銘文集』一七三頁）

- (4) 天平宝字元年八月十日「法華經疏奉請案」（『大日本古文書』十三、二二七頁）

これらの木簡の所在に注目し、最初に論及を加えたのは『平城宮発掘調査報告』Ⅱであるが、そこではこれらの木簡はそれぞれの文面の内容にかかわる物品に添えられた添札と解した。⁽⁹⁾これに対し東野氏は、これらの木簡には物品の員数・日付・官人名がみえ、かつ(2)・(3)には「検納如件」とみることから、いずれも物品を授受した際の記録と解すべきであり、(1)は治部省管理下の仁王会所、(2)・(3)は造東大寺司、(4)は造東大寺司写経所に関係するものとした。

そして、これらが物品の出納にあたっての勘検の資料となるばかりではなく、(4)に類似の記載が天平勝宝七歳五月三日「写経所華嚴経請外嶋院帳」（『大日本古文書』十三、一三五頁以下）や、同八歳七月「経疏帙籤等奉請帳」（『大日本古文書』十三、一九二頁以下）にみえるとする『平城宮発掘調査報告』Ⅱの指摘をうけて、これらの帳簿作成の資料ともなったであらうと推測し、さらに写経所の帳簿に限らず、『交替式』にいう倉札なども正税帳作成の資料となったであらうとした。

その上でまた東野氏は、正倉院に残る一群の帳簿類はこの推測を裏付けるものであるとして、文書中にみえる「雑物収納札」や「銭用札」を集積・整理して「雑物納帳」や「銭用帳」が作成されたことを明らかにし、ついで『平城宮木簡 一（解説）』が木簡であることとの可能性を示唆した「板写公文」の名がみえる、天平宝字六年十二月五日「石山院解」（『大日本古文書』五、二八八頁）は、木簡を使っ

た事務処理過程の判明する稀な事例であるとし、それを通じて木簡による事務処理法の普及が推定できるとした。

以上に摘記した、正倉院伝存木簡中の四点の機能に関する東野氏の推測はおおむね妥当なものと思われる。しかし、これらのうち、特に次に掲げる(4)「法華經疏奉請案」についてさらに論をすすめ、その用途や機能を論じて、經典の貸し出しの際の記録・手控えと解する点については疑義なきを得ない。

・法華經疏一部十二卷吉藏師者

右、依_二飯高命婦宝字元年閏八月十日宣、奉_二請内裏、

・使召繼舍人采女家万呂

判官川内画師 主典阿刀連

(280×41×3 011)

「法華經疏奉請案」の全文は右の通りであるが、さきにものべたように、『平城宮発掘調査報告』Ⅱは、これを經典の借用にかかるものと解し、借用した経巻に添えられたものと推測した¹⁰⁾。

これに対し東野氏は「正倉院伝世木簡の筆者」の中で、本木簡が造東大寺司写経所の官人、他田水主の筆になるものであることを書風から同定したのち、ついでこの木簡は「貸出した經典の巻数・奉請依頼者・依頼の日付・奉請先・使者・裁許した官人名などがわかるように」記録したもので、貸出しにあたっては別に紙に書かれた

「奉請状(送り状)」があったとして、次に掲げる天平勝宝三年五月二五日「造寺司請経文」(『大日本古文書』三、五五六頁)をその一例としてあげている。¹²⁾

造東寺司

雜阿含經一部五十卷黄紙及表縁緒朱軸紙帙

納漆塗箱一合 帛巾一條並岡寺

右、依_二大德宣、奉請如_レ前、

天平勝宝三年五月廿二日

次官正五位上兼行大倭介佐伯宿祢 (目録、下同)「今毛人」

「勘納大疏山口佐美麻呂」

「舍人弓削塩麻呂」

(比良麻呂自筆)

「返送如_二前員、仍附_二舍人依羅必登、以牒、

同年七月卅日少疏高丘連比良麻呂」

しかし、この文書は、東野氏が解釈したように紫微中台の要請によつて造東大寺司が經典を貸出した時の送り状ではなく、それとは全く反対に、宛先は省略されているが、造東大寺司が紫微中台宛に雜阿含經一部五十卷の借用を申し入れた文書であつて、この文書を受け取った紫微中台では、この文書を留め置いて経巻を貸出し、そ

れが返却された時に大疏および舎人によって勘納の自署が加えられ、さらに少疏高丘連比良麻呂の返牒の文言が書き加えられて、おそらく経巻の返納にあたった造東大寺司の舎人依羅必登に付されて、この文書が造東大寺司に返却されたものと解すべきである。

東野氏の誤解の根源は「奉請」の意味をとりちがえたことにあると思われるが、「奉請」とは文書の発給者が相手方に対して請求している文言であって、相手方の請求にこたえているのではない。このことは、前引の天平勝宝八歳七月「経疏帙籤等奉請帳」をみても、また次に掲げる天平勝宝四年四月六日・八日「写経所請経文」を見ても明らかである。

奉請

自外嶋堂奉請大般若經一部六百卷金字 紫紙及表綺 緒第二二帙馬

瑞軸自第三帙于至六十帙紫檀軸

右、以天平勝宝四年四月六日奉請 宣内侍勝玉虫

(朱筆) 以前大般若經以七歳十月七日奉返法花寺長官宣 使他田水主大伴表方呂

自本宮奉請花嚴經一部八十卷白紙縹表水精 軸竹縹帙錦縁

納厨子二間一間漆塗 一間以雜玉鏤 覆一条 錦 白木机一前

香五囊三袋甘松香之中一袋一斤三兩小 一袋十五兩小 一袋十四兩小

右、以同月七日奉請 宣板野采女國造栗直若子

以前、為供養大会日、奉請如前、

使他田水主

下道主

村山首万呂

(追筆) 以同年八月一日、奉返中宮 御在所、使他田水主 上馬甘 大原魚次

検知

佐伯諸上 專取納板野命婦成尼者 為三日説

三嶋

吳原生人

鴨

では、「法華経疏奉請案」木簡が、東野氏のいうような貸出しにかかわるものではないとすると、それはどんな目的・機能を有するものであったか。ここで再び、『平城宮発掘調査報告』Ⅱがいう「借りうけた経の控え」という見方が顧みられなければならない。私は、このての木簡に限っては、経巻の添え札とまでは断言できないにしても、混乱をさけるために借用経に添えられるということがなかったとは言い切れないと思う。

経巻借用にかかわる文書として右に例示した天平勝宝四年四月の「写経所請経文」は、大仏開眼供養会のため、中宮宮子とその妹光明皇后の所持経の借用にかかわる文書で、しかも借り出しのために

相手側に発給した文書ではなく、写経所の内部に留め置かれた記録文書であったことはすでに指摘したことがあるが、¹⁴⁰とすると、この文書は「法華経疏奉請案」木簡との比較において甚だ興味深いものがある。

「写経所請経文」は紙、それも未使用のものに書かれていたが、同じ経巻の借用控えでありながら、一方は紙、他方は木簡という区別が生じたのは何故であるか。それは借用経の品質や持主の相違に由来する取扱いのちがいに帰着するといつてよからう。片や大仏開眼供養会のために使われる莊嚴をこらした中宮宮子と皇后光明子の所持経であり、他方は内裏内にあるとはいえ並の経巻にすぎない。ここに紙と木札に別れる分岐点があったと思う。

さらに加えて興味深いのは、「写経所請経文」もまた「法華経疏奉請案」木簡と同様、他田水主の筆になる文書であるということである。¹⁴¹この点は、今回東野論文を読んで改めて注意を喚起されたところであるが、その結果、同一目的に対する、同一人による、紙と木簡との使い分けの実例をここに得たわけであって、木簡の機能論に一つの好素材を提供したことになる。

四 伊保田司と札家

正倉院伝存木簡の四点を中心に、いわゆる倉札の周辺をみたわけ

であるが、これらは東野治之氏も指摘するように、倉札の実物といえるものではない。¹⁴²すでにみたように、倉札・倉案は、文献的には国郡の正倉にかかわるものであったが、正倉の出納実務の記録には右にみた一尺でいどの短冊形木簡ではその用をみたしたとは思えないのである。その点、弘仁元年簡は私領である莊園の出納簿であるとはいえず、その様態と記載様式に正倉の出納簿と共通するものがあるのではないかと直感したわけであるが、このことを一つの確信にまで高めたものは、すでにのべたように、兵庫県塩田遺跡出土の土器墨書「札家」の存在であった。

塩田遺跡は、兵庫県高砂市曾根町鍋田にあり、山陽本線曾根駅の南方約五〇〇m、天川の東約三〇〇mの旧砂堆と後背湿地の接点に立地している。¹⁴³昭和五二年、五三年の遺跡範囲確認調査において問題の土器墨書が出土した。トレンチおよび試掘堀による調査のため、遺構の構造には不明の点が多いが、縄文時代から平安時代にいたる複合遺跡で、附近には三角縁神獸鏡を出土した天神山古墳をはじめとする数基の前期古墳と後期の古墳群が点在し、『播磨風土記』印南郡大國里条にみえる伊保山は遺跡の東方約二kmにあり、また山陽道佐突駅家比定地の一つである北宿遺跡は、北西約一・五kmの地点にある。

札家と書かれた土器墨書は、「□西」「大使」の土器墨書のほか、円面硯底部外面のヘラ書き刻書「伊保田司」と一緒に同じ試掘堀か

ら出土し、また隣接するトレンチから「三宅」^{〔分カ〕}の土器墨書が検出された。¹⁸⁾

黒田氏によると、札家・大使と書かれた土器の年代は概ね八世紀前半、円面硯は八世紀代のものとされ、また三宅と書かれた土器の年代については特に言及はないが、八世紀末から九世紀初頭にかけてのもののごとくである。この他、緑釉陶器や軒丸瓦なども出土しているとのことであるが、明らかに六、七世紀に遡るといふ遺物は出土していないようである。

塩田遺跡の性格について黒田氏は、当地が『播磨風土記』にいう印南郡大国里に属し、いわゆる大化前代のミヤケの系譜を引く遺跡



図1 塩田遺跡附近地形図

1. 塩田遺跡
2. 天神山古墳
3. 北宿遺跡

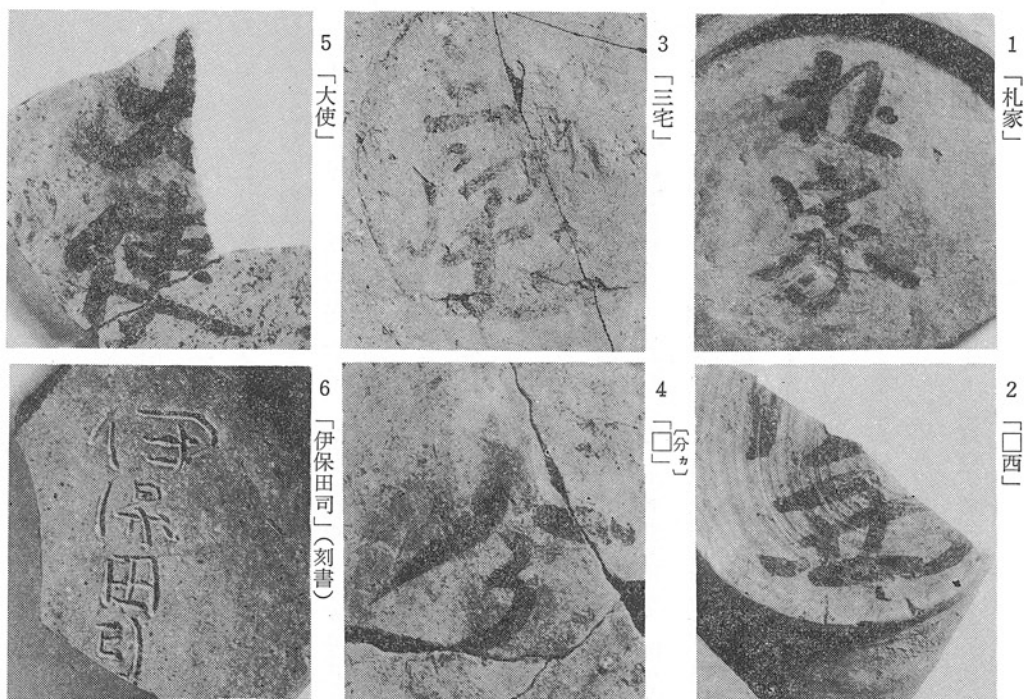


図2 塩田遺跡土器墨書およびヘラ書き刻書

で、「伊保田司」の田司はミヤケの管理機関、「大使」は田使の大(カミ)で「正田司」を意味し、田司に派遣された官吏であるとし、「札家」については、札は木簡であるとした上で、「官司では文書・帳簿を作成する補助手段として木簡が使われているから、この土器から、八世紀前半に官司がこの地に存在した事は裏付けられる」としている。

黒田氏は直接言及していないが、「伊保田司」の伊保は大国里内の伊保山に通ずる名称と思われ、また、田司は仁徳即位前紀の倭の屯田・屯倉を屯田司出雲臣が掌ったとある記事や、壬申紀六月甲申条に屯田司舍人土師連馬手とみえる屯田司と一連の用語である。屯田は令制下では官田として畿内にのみ限定され(田令置官田条)、大宝令では屯田・屯司と称し(田令集解置官田条・役丁条古記)、養老令にいたって官田・田司と改称されたとされている。

「大使」は、黒田氏が「正田司」と解したのは疑問で、大は万葉仮名では「た」であることから(『日本国語大辞典』)、大使とは「たつかひ」すなわち令制前のミヤケの田令・田領、令制下では荘園の田使などに通ずるものであろう。ミヤケの田領については、続紀大宝元年四月戊午条に「罷田領委三國司巡検」とみることから、律令制への移行によって名実ともに廃止されたものと考えられていたが、先年発見された神奈川県宮久保遺跡出土の天平五年九月の年紀を有する木簡に、「田令輕部麻呂」とみえることから、田令(領)の

名称は律令制下にもなお存続したことが判明した。

このことから、大宝元年(七〇一)に直接中央から地方のミヤケに派遣される田領は廃止され、当国の国司がこれに代って巡検を加えることになった後も、田令(領)の名称は存続し、おそらく郡散事クラスの人物がこれに任命され(あるいは郡家所属の郡雜任クラスの可能性もある)、国司の権限の代行者として令制下にもなお実質的に存続した地方のミヤケ(畿内の官田に対し、これら外国のミヤケがどういう形態や構造をもっていたかは今後の課題である)の稲の収納にあたったと推測できる。宮久保木簡は、こうしたミヤケの稲の収納に相模国(あるいは鎌倉郡)の田令(領)と郡稻長がかかわったことを示すものではあるまいか。

これに対し田司は、ミヤケの経営にあたる者の職名であったと思われる。黒田氏は田司を管理機関と解したが、これは「大使」をその職名とみて対応させようとしたもので、失考であらう。田司を職名と解してこそ、「伊保田司」の名が円面硯に刻書されていることの意味も明らかとなる。なお、伊保田司の書風には藤原宮時代のそれに通ずるものがあり、八世紀も早い時期のもののように思えるが、いかがなものであらうか(図2-6参照)。

ついで、「三宅」と書かれた土器墨書は、右にのべた伊保田司が経営し、播磨国(あるいは印南郡)の田領が収納に当たったミヤケに他ならず、また、伊保田司のヘラ書き刻書のあることからみれば、こ

のミヤケは「伊保三宅」と呼ばれたのではあるまいか。

以上のように、塩田遺跡の土器墨書から「伊保三宅」の存在が明らかとなり、またそれが令制前のミヤケの系譜を引くものであるとすると、『播磨風土記』印南郡益氣里条に「所_{ミヤケ}以号_{ミヤケ}宅者_{ミヤケ}、大帯日子命、造_{ミヤケ}御宅於此村、故曰_{ミヤケ}宅村」とある記事が改めて注目される。日本古典文学大系本の頭注は、益氣の里は、加古川の北岸、加古川市東神吉の升田が遺称地とし、『和名抄』郷名に「益田（末須田）」とあるのがこれに当るとしている。また、ミヤケをヤケという例はないから、『風土記』の記事は地名説明のための説話上のことにすぎないともしている。

しかし、益田の郷名は高山寺本にのみみえるもので、東急本にはなく、また東急本には益氣郷の名はあるが、高山寺本にはない。このことから、益田郷がはたして益氣郷の後身なのか、両者は別個の郷名ないしは誤記とみるべきではないか、など疑問は尽きない。

伊保山は、すでに指摘したように、大國里内にあるが、大國の名は「百姓之家、多居_{ミヤケ}之、故曰_{ミヤケ}大國」とあるから、五十戸一里制のもとではその範囲は狭小とみるべきであり、その西方に益氣里が近接していたとしても矛盾はない。しかも、大國里の肥沃度が中の中であるのに対し、益氣里のそれは中の上とあって、ミヤケが設置される条件としてはむしろ適地であった点も看過されてはならない。益氣里内にあったという斗形山や石橋の比定など、なお問題点は残

るが、「伊保三宅」の存在が明らかになったことがもたらす問題提起として今後の課題としたい。

「伊保三宅」の解明にややてまどつたが、そこにおける「札家」とは何か。黒田氏は、すでにのべたように、札が木簡を意味するとした上で、この墨書土器の存在から八世紀前半にこの地に官司の存在したことが裏付けられるとしたが、問題はそれにはとどまらない。

札家とは、文字通り札すなわち木簡の家であって、伊保三宅の田令がそこで三宅の経営や稲の出納にかかわる事務をとり、それを木簡に記録した事務所としての家であって、その家を象徴するものが木簡すなわち札であったが故に札家と呼ばれたのであろう。そして、札家を象徴する木簡は、おそらく弘仁元年簡のごとく長大で、三宅の稲の出納を日記風に書き継いでゆくようなものであったに相違ない。もちろん、札家で使われた木簡が長大なものに限定されたはずもないが、札家という文字から受けるイメージは、長大な木簡が案上に置かれている風景であって、小札や短冊が山と積まれたそれではない。

同様に、倉札や倉案の多くもやはり長大な木簡とみてよく、すでにのべたように、公私の倉という区別はあれ、国郡の正倉の場合にも、弘仁元年簡様の木簡が広く使用されたのではあるまいか。『類聚三代格』弘仁十三年九月二十日官符の徭丁列举部分に、

造三函并札二丁 大関六人 上国五人
中国四人 下国二人

とみえる造札の丁は、そうした木簡の需要をまかなうための工人であり、弘仁年間にいたってもなお、国府にとって省略できない必需の人でありまた物であったのである。

札家という言葉が提起するもう一つの問題に、筆記素材としての紙と木簡ということにかかわって、何故に札家であるか、ということがある。

すでに指摘されているように、倉札がまた倉案であり、木簡は控えないし土代としての第一次記録に用いられ、それらを整理し、紙に浄書して正式の上申文書が作成されたとすれば、そこには木簡と紙の事務行程における使いわけがあったとみられるのであるが、札家という用法の存在は、ミヤケや荘園の現場においては、文書を端的に表現する象徴が紙ではなく木簡としての札であり、そしてそこで両者の関係は、紙が主で木簡がこれを補うというものではなく、木簡が主役で紙がこれを補う脇役という関係にあったということを示唆している。

かつて、岸俊男氏は、戸籍がヘフタ・ヘフムタ、すなわちへのフダと呼ばれ、また屯倉の田部の籍もナフムタ、ナノ札と古訓にあること（欽明紀三十年正月条）に着目し、これらの籍には木簡が使われていた可能性を示唆したが、ミヤケという生産現場での管理事務が、労働力としての人についてばかりでなく、また生産物についても、

木簡が主であったということを、塩田遺跡出土の土器墨書「札家」は雄弁に物語っているといわねばならない。

五 長大木簡の系譜と行方―むすびにかえて―

藤原宮西北隅出土の長大な弘仁元年簡が、当時何と呼ばれたか、という素朴な疑問に出發した小考は、倉札・札家という文字に相遇することによって、この種の木簡が倉札あるいは倉案と呼ばれ、また、それらがミヤケや荘園の管理や経営において実際に使われ、記録として保管される場所としての家屋が札家と呼ばれた可能性のあることを推定し、あわせて筆記素材としての紙木の選択にかかわって、木簡の機能についても論究を試みた。これら小考の当否は、なお今後の木簡や土器墨書など文字資料の出土にかかわっている点が少ないが、一つの問題提起とはなり得たものと思う。

では、ひるがえって、長大な木簡一般が倉札あるいは倉案と呼ばれたかとなると、もちろん答えは否であって、おそらくそれらは、その使用目的や、形態などによってさまざまに呼ばれたことであろう。その一例として、すでに東野治之氏がとりあげている「四尺札」がある。

『日本霊異記』中巻、第十に、

和泉の国和泉の郡下痛脚しもあなしの村に、一ひとの中男有り、姓名未だ詳

ならず。天年邪見^{ひとよなり}にして、因果を信^うけ不^ず、常に鳥の卵を求めて、煮て食^わぶを業^{わざ}とす。天平勝宝六年甲午の春三月、知ら不^ぬ兵士来^きり、中男に告^つげて言^いはく「国の司^{つかさど}召^めす」といふ。兵士の腰を見れば、四尺の札^{ふんざ}を負^おふ。即ち副^ふひて共に往^ゆき、纒^{ひた}郡内の山直^{やまた}の里に至^{いた}りて、麦畠に押^おし入^いる。

とあるのがそれで、これによれば、中男をつれ出したという兵士が腰につけていた「四尺の札」とは、長さ四尺、約一二〇cmの木簡で、徵^{めい}発^{はつ}すべき兵士の歴名^{れきめい}が書かれていた国司の召換^{めい}状^{じょう}であろうとする東野氏の推定は、おそらく正鵠^{せいく}を得たものであろう。

ここにいう四尺の札とは、日本古典文学大系本頭注のいうように「四尺ほどの札」のことで、普通名詞化した表現とはいえないが、「天年邪見^{ひとよなり}にして、因果を信^うけ不^ず」といわれた中男を連れた上^うで、この札が相手を信用させる証^{しやう}拠^ことなったと思われるから、当時こうした歴名簡が兵士の徵^{めい}発^{はつ}その他に広く使われるものであったことは疑いない。こうしたことからすれば、ミヤケの田部の籍もまた、これらや弘仁元年簡と同様、長大な木簡であった可能性がある。歴名簡にしばしば長大な木簡が使われたと思われることは、すでに東野氏が「美術に現われた木簡」の中で紹介したように、『年中行事絵巻』にみえる射手の歴名簡や、『承久本北野天神縁起』などにみえる地獄の冥官のもつ「大札」(『古事談』巻四)の例などから明らかであり、また冥府の木簡には取調べの記録用としても紙と併用

して使われている場合もあるという。

昭和四四年に、平城京東三坊大路東側溝から出土した三点の告知札と呼ばれている立札(長さはそれぞれ、一〇〇・〇cm、八七・六cm、一一三・四cm)も、また長大な木簡の一類型とみるべきである。これらは長方形の材の下端部を尖らせ、下方に文字のない広い空白部分を残しており、使用にあたって土中に深く突き刺したものであることを示している。そのうちの一枚が、天長五年(八二八)の年紀を有することから、これらはいずれも平安初期のものと推定されている。こうした立札の文献的事例については山田英雄氏の論考に詳しい。

これらの長大な木簡の実例は、これまでのところ実物・文献を通じて平安時代以降に顕著である。しかし、すでに伊場木簡中に三点の実例があり、このうち屋椋帳と呼ばれている二一号木簡は「駅評人」の記事がみえることから七世紀代に遡ることの確実な木簡で、長大木簡の実例としては最古の事例に属する。

こうしたことから、長大木簡の使用は確実に七世紀代に遡り、そのことがひいては六、七世紀にミヤケの経営をはじめとして広く政治的・経済的な支配の手段としてこれらの木簡が使われていたことを推測させると同時に、また奈良・平安時代を通じて多様な形態をとりつつ根づよく使われつづけてきたことを知ることができる。そうした実態の解明には、新資料の出土を含めて今後に期待するところが多いが、最後に、小考の主題にたちかえり、弘仁元年簡の意義

について一言し、小考の結びとしたい。

かつて西岡虎之助は、⁸²⁾ 荘園制の発達を論じて「ミヤケより荘園へ」とシエーマ化した⁸³⁾が、この弘仁元年簡にもまたこのテーゼが貫徹している点が看過されてはならない。

弘仁元年簡が使われた荘園の性格は不明であるが、それが平安貴族の所有にかかるものであったことは疑いない。とすれば、この荘園には、ミヤケの経営方法が確実に継承されていることをみてとることができる。

荘園経営の実態を語る史料は、土地所有や年貢収納にかかわる膨大な文書群の中にあつて九牛の一毛に等しい。この事実が弘仁元年簡の存在をひとときわ際立たしめているのであるが、時代は下つて壬生家文書の中に「馬場田農事日記」と呼ばれる室町時代の興味深い文書がある。⁸⁴⁾

この日記は、文明十二(一四八〇)年三月二十四日の種代の下行にはじまり、ウシツカイ^(牛使)の酒肴、サウトメ^(早乙女)、一番草、二番草等の労賃にいたる支出の明細が刻明に記され、翌文明十三年六月までの分が残存している。

この文書はもちろん紙に記されたものであるが、このことに加え、弘仁元年簡が十月二十日の収納稲の記事に始まり、翌弘仁二年二月で終っているの不思議な対照性をもって、六七〇年という時のへだたりにもかかわらず、この二つの文書が私には無縁のものと

は思えないのである。それは、この二つの文書が、農事や収納稲の支出にかかわつて日記を立てるといふ習慣が、ミヤケの経営以来、荘園の発生からその没落期にいたるまで、脈々と続いていたといふことを示していると考えからにはかならない。

日記はわが国に特徴的な文化の一つといわれるが、それは政治や文学の世界だけのことでなく、荘園経営という経済の世界においてもまた存在したのであつた。こうした習慣の文献的徴証は古代・中世において顕著ではないが、おそらく広く定着し、維持されてきたものだったと思われる。『政基公旅引付』もまた、そうした伝統の中で生まれたものではなからうか。

こうした問題の詳論はその方面の検討にゆだねるとして、木簡学固有の課題としては、このような荘園の経営日記が木簡から紙にかわるのはいつかという問題がある。しかし、それを論ずべき史料も紙幅も尽き果てたいま、もはや今後の課題とせざるを得ない。

注

(1) 飛鳥藤原宮跡発掘調査部「藤原宮跡の調査」『奈良国立文化財研究所年報 一九八三』奈良国立文化財研究所、一九八三年。

加藤優「一九八二年出土の木簡 奈良・藤原宮跡」『木簡研究』第五号、木簡学会、一九八三年。

(2) 前掲注(1)報文。

村井康彦「宮所荘の構造——宮都と国衙の間——」『国立歴史民俗博物館研究報告』第八集、国立歴史民俗博物館、昭和六〇年。

- なお、村井氏は、弘仁元年簡の記事に「宮所庄持運車引建麻呂」云々とあることから、この庄の名を宮所庄とするが、別の個所では「庄垣作料」とか、「自庄造二町六段百廿歩」、あるいは「庄内神祀料」などとみえ、庄名を省略していることを勘案すると、宮所庄を庄名とすることに疑義がある。むしろ、藤原宮大極殿址東南に「宮所」の小さな名があることからすれば、宮所庄はその辺りにあった他庄の名とすべきであろう。
- (3) 丸山竜平「一九七九年出土の木簡 滋賀・鴨遺跡」『木簡研究』第二号、一九八〇年。
- (4) 狩野久編『日本の美術・木簡』「木簡の形」(至文堂、一九七九年)
- (5) 例えば、東野治之「成選短冊と平城宮出土の考選木簡」(同『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、昭和五二年、所収)、和田幸「呪符木簡の系譜」『木簡研究』第四号、一九八二年。
- (6) 東野治之「奈良平安時代の文獻に現われた木簡」(同『正倉院文書と木簡の研究』〈前掲〉所収)
- 角林文雄「木簡を意味する文字について」『続日本紀研究』一九四号、昭和五二年。
- 東野治之「『札』と『札』——角林文雄氏の所説を読んで——」(同『日本古代木簡の研究』塙書房、昭和五八年、所収)。
- (7) 黒田慶一「長原(城山)遺跡出土の『富官家』墨書土器——長原古水田址をめぐる——」『ヒストリア』一一一号、大阪歴史学会、一九八六年。
- (8) 東野治之「奈良平安時代の文獻に現われた木簡」(前掲)。以下、とくに断らない限り、東野氏の見解はこの論文による。
- (9) 『平城宮発掘調査報告Ⅱ 官衙地域の調査』奈良国立文化財研究所、一九六二年、八六頁。
- (10) 『平城宮木簡 一(解説)』奈良国立文化財研究所、昭和四四年、二一頁。

- (11) 前掲注(9)。なお、この木簡の文書名は「法華經疏奉請文」とすべきであるが、しばらく『大日本古文书』の文書名に従う。
- (12) 東野治之「正倉院伝世木簡の筆者」(同『正倉院文書と木簡の研究』〈前掲〉所収)。
- (13) 拙稿「小杉楓邸旧蔵『写経所請経文』について」『南都仏教』四三・四四合併号、南都仏教研究会、昭和五五年。
- なお、次に掲げる釈文は、その後の観察による補正を加えた。とくに、松本宮よりの借経の日付は、従来八日を七日に訂正したと解されてきたが、今回再三にわたる観察の結果、最初七日と書かれていたものを八日と訂正したものとすべきことが判明した。このことにより、この訂正が、当初四月八日に予定されていた大仏開眼供養会の一日程長と矛盾なく理解できることとなった(拙稿二〇頁参照)。
- (14) 前掲注(13)拙稿。
- (15) このことは、「写経所請経文」の使の筆頭に他田水主の名がみえること、および、注(13)の拙稿に掲げた写真と、東野「正倉院文書と木簡の研究」(前掲)口絵一頁所載の他田水主の筆跡との照合の結果などから判明する。
- (16) 東野治之「奈良平安時代の文獻に現われた木簡」(前掲)一三頁。
- (17) 『塩田遺跡2 第3・4次範囲確認調査概報』塩田遺跡発掘調査団・高砂市教育委員会、一九七九年。
- (18) 注(17)の調査概報では、「札家」を「北家」と判読しているが、黒田論文(前掲)に従うべきであろう。また、調査概報で「今」と判読したものに疑問が残る。小考では「□」^(分)とした(図2-4参照)。
- (19) 前掲注(7)論文。
- (20) 欽明紀十七年七月己卯条の備前児島郡の屯倉の田令の注に「田令、此云三陀豆歌咄」とあることはよく知られているが、古訓にはまたタツカ

サともあって（欽明紀三十年四月条の田令も同じ）、ある時期以降、タツカヒ・タツカサの区分が曖昧になったことが知られる。しかし、ここではそれを平安中期以降のこととみて、元来はタツカヒとタツカサには区別があったものと考える立場に立つ。

- (21) 神奈川地域史研究会編『シンボジウム 宮久保木簡と古代の相模』有隣堂、昭和五十九年。

宮久保木簡の釈文は次の通りである。

・鎌倉郷鎌倉里^{（鎌倉）}□□寸稻天平五年九月

・田令輕マ麻呂郡稻長輕マ真国

250×22×7～9 0.61

- (22) 秋本吉郎校注『日本古典文学大系2 風土記』岩波書店、昭和三十三年、二六四～五頁。

- (23) 池辺彌著『和名類聚抄郡郷里駅名考証』吉川弘文館、昭和五十六年、五八九頁。

- (24) 日本古典文学大系本の頭注は、斗形山は升田にある升田山で、旧名を益氣山・岩橋山というとし、また、石の橋については升田山の東南麓にある石の階とする（二六六～七頁）。

- (25) 岸俊男「木簡」、『新版考古学講座』第七卷、雄山閣、昭和四十五年。

中国では晋令に「郡国諸戸口黄籍々、皆用二尺二寸札」とあり、紙木併用時代に入った魏晋代でもなお戸籍に木簡が使われていたという（東野治之「奈良平安時代の文献に現われた木簡」〈前掲〉三八頁）。なお、東野治之氏は、岸氏の指摘をうけて庚午年籍以前に、わが国でも戸籍に木簡が使われた可能性を認め、職員令集解治部省条古記に、譜第を注して「譜第者天下人民本姓之札也」とあるのに注目し、系譜・族譜の類も木札に記されることがあったかもしれないとする（同上、四〇、五一頁）。また、角林文雄氏も木簡使用の開始を官僚制発展の一部とみて、いわゆる大化前代に戸籍や中央政府の倉の管理などに木簡が用いられた可能性があるとする（同「木簡を意味する文字について」〈前掲〉）。

- (26) 遠藤嘉基・春日和男校注『日本古典文学大系70 日本霊異記』岩波書店、昭和四十二年、「常に鳥の卵を煮て食ひて、現に悪死の報を得る縁」。なお引用にあたって、一部表記を改めた。

- (27) 東野治之「奈良平安時代の文献に現われた木簡」〈前掲〉七～八頁。

- (28) 東野治之『正倉院文書と木簡の研究』〈前掲〉一〇一頁以下。

- (29) 横田拓実「一九六九年度発見の平城宮木簡」『奈良国立文化財研究所年報 一九七〇』奈良国立文化財研究所、一九七〇年。

- (30) 山田英雄「平安時代の日記にみえる木簡」『木簡研究』第六号、一九八四年。

- (31) 伊場木簡中、十四号（1465×69×13）、111号（1165×62×10）、105号（723×27×9）の三点がこれに含まれよう。『伊場木簡』

（伊場遺跡発掘調査報告書第一冊）浜松市教育委員会、昭和五十一年。『伊場遺跡発掘調査報告書 第四冊』浜松市教育委員会、昭和五十五年。

なお、長大木簡という場合、その基準や規模が問題となるが、私見では一メートル前後のものを中心に、七〇～八〇センチ・メートル以上をひとまずこの範疇に含めてはどうか、と考えている。

- (32) 西岡虎之助「ミヤケより荘園への発展」『荘園史の研究』上巻、岩波書店、昭和二十八年。

- (33) 宮内庁書陵部『壬生家文書』一「官務所領関係雑文書 一一」（図書寮叢刊）、昭和五十四年。

補記 成稿後、二つの啓発を得た。一つは、工藤敬一氏の御案内で、熊本大学所蔵の阿蘇家文書を拝見中、阿蘇家文書・建武二年（一三三五）正月「肥後郡浦庄得用名百姓注文」二通（『大日本古文書』家わけ十三・阿蘇文書之一、八五・八六）の中に、「百姓日記」と呼ばれるもののあることを知ったことである。この二通の文書は「^注進 得用名百姓日記事」

で始まり、そのうち一通の端裏書には「得用跡百姓等日記」とみえ、また文中の百姓歴名に「三斗まき」、「二斗まき」等の注記があること、および正月九日として名寄せがあることなどから、この文書が得用名の「百姓日記」なるものをもとに作成され、惟光なる差出人から注進されたものであることが判明する。「百姓日記」の実態はもとより不詳であるが、おそらく「馬場田農事日記」に通ずる宮農日記とみるべきものであり、南北朝期の肥後国の荘園経営に日記が存在していたことを明示するものといえよう。

もう一つは、石上英一氏から、大和国西大寺文書中の、建保四年（一二一六）十月廿日「源榮田地去文案」の文和四年（一二三五）十一月日付奥書に、「件寄進状之正文者、雖_レ納置仏供米蔵、此蔵之管領事、為_二毎年廻年豫之沙汰_一、而若有_二紛失之事_一歟、仍故記_二録此札_一也」とあることの示教を得たことである（『鎌倉遺文』四―二二七）。勿々の間、この文書の現状は確認できていないが、文面からみる限り、紙に書かれた正文の紛失を恐れて、より安全で確実な「札」に書き写したものであることが判明する。このことは、元興寺極楽坊の柱に刻まれた田地寄進状を想起させるが（田中稔「金石文としての寄進状の一資料」『文化史論叢』奈良国立文化財研究所学報第三冊、昭和三〇年）、万事に不安で無常な中世において、板写の公驗としての木簡が、新たな意義と機能とを帯びてきたことを示している。ここに示された木札の新たな機能は、こののち棟札などにもまた継承されていったものではあるまいか。静岡県下田市内の社寺に所蔵されている南北朝期から現在にいたる千百余枚の棟札は、その顕著な例証といふべきであろう（『下田市社寺棟札調査報告書Ⅰ』下田市教育委員会、昭和六十一年）。

追記 小考の作成にあたっては、資料の収集について、山中敏史氏の労をわずらわし、また、塩田遺跡出土の土器墨書の写真の掲載にあたっては、兵庫県高砂市教育委員会の御高配を得た。ここに銘記して、深く感謝の意を表します。